



クレジットカードの契約は慎重に!



クレジットカードの引き落としが**毎月一定金額**だったので、カード会社に確認すると**リボ払い**の設定になっていたという相談です。

利用額にかかわらず、毎月の支払額が一定になる返済方法。
手数料がかかるため、支払総額が高額になる。

- 🏠 カード申込時の**初期設定がリボ払い**のことも
- 🏠 カードを**利用しなくても、年会費**がかかる場合も
- 🏠 **付帯サービスは、定期的に見直し**を!
- 🏠 **利用明細は毎月確認**しよう!

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL728-2121)または消費者ホットライン(TEL188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● スポーツ観戦（7月:0件 ➡ 8月:4件）

相 談

野球観戦のため、インターネットで検索したサイトでチケットを購入し、クレジットカードで決済した。
チケットを受け取るため、注文確認メールに記載されたWEBページにアクセスしたが、入ることができず、問い合わせメールも繋がらない。電話番号は海外のため、言葉が通じないのではないかと不安で電話できない。どうしたらよいだろうか。

助 言

越境消費者センターの「海外のチケット転売仲介サイトに関する相談」のページを案内し、試合日が過ぎていたためサイト側に返金を求めることになるが、利用規約に返金不可の記載がある場合、返金は難しいと説明。
また、クレジットカード会社に商品未着の申出をすることにより対処される場合があると知らせた。
クレジットカード会社にはすでに連絡し、チケット販売業者がキャンセル対応しないときは、再度連絡するよう言われているとのことであったため、再度クレジットカード会社に連絡し、案内に従い手続きを行うよう助言した。

※越境消費者センター：海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談窓口

しつこい訪問販売に困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。

訪問販売は
お断りします!



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、法律・条例で禁止されています。